

平成18年市議会第2回定例会

平成18年市議会第2回定例会が、6月5日から21日までの17日間の会期で開催されました。条例の制定や平成18年度一般会計補正予算など、議員提出議案も含めて22議案を慎重に審議した結果、すべての議案を原案どおり可決・承認・同意し閉会しました。

一般会計補正予算など

追加議案を含め22議案を審議

今議会の初日に市長から提出された議案は、条例等19件、平成18年度一般会計補正予算1件のあわせて20件です。主な内容は、本庄市の市章



を制定するにあたり、調査・審議を行う選定委員会を設置するための『本庄市市章選定委員会設置条例』、住居表示の実施区域をJR高崎線以南の県道本庄寄居線と女堀川で囲まれた地域および北堀川の一部の地域（四季の里住宅団地付近）と定め、その方法を街区方式とする『住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について』、本庄市老人福祉センターつきみ荘および本庄市民文化会館の施設の管理に関して、特定非営利活動法人ワクワクボードと沖デベロップメント株式会社をそれぞれの施設の指定管理者として指定

することについて議会の議決を求めた『指定管理者の指定について』、歳入歳出にそれぞれ2、224万1千円を追加し、総額224億4、324万1千円とする『平成18年度本庄市一般会計補正予算（第1号）』などでした。また、最終日の21日には、議員提出議案として『医師・看護師等の増員を求める意見書』『非核平和都市宣言』に関する決議の2件が提出されました。市議会では、17日間にわたる審議ののち、すべての議案を原案どおり可決・承認・同意して閉会しました。

● 高齢者叙勲 ●

6月1日、元児玉町議会議員の野本久五郎氏契「児玉町下浅見」が旭日単光章を受章されました。心よりお祝いを申し上げます。



旭日単光章
野本 久五郎 氏
(児玉町下浅見)

「ご存知ですか？」 介護保険利用者負担金助成制度

市では、介護保険の居宅サービスを利用した場合、利用者負担金の一部を助成する制度を実施しています。

今年度の受給資格の認定申請についてお知らせします。

対象者と助成率

対象となるのは、介護認定を受けている人で、次の要件を満たす人です。（ただし、生活保護受給者は除きます。）

- 平成17年度の市民税が世帯全員非課税で老齢福祉年金を受給している人
- 利用者負担金の2分の1を助成
- 平成17年度の市民税が世帯全員非課税の人
- 利用者負担金の4分の1を助成

対象とならないサービス
・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
・ 特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム等）
・ 別の減額制度等により、利用者負担金が減額になっているもの

受給資格の認定

助成を受けるためには、事前に資格の認定が必要です。認定されると、その申請月の利用者負担金から助成を受けることができます。有効期間は翌年6月までです。

現在受給している人も、受給資格の有効期間が本年6月で満了していますので、改めて申請をお願いします。

申請

印鑑および対象者名義の金融機関の口座番号等が分かるものを持参のうえ、介護いきが課または総合支所健康福祉課までお越しください。
*お問い合わせは左記へ

- 介護いきが課 1771
- 9、総合支所健康福祉課 嬬1331（内線312）



平成18年度の

国民年金保険料免除申請の

受付が始まります

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、障害・死亡といった場合の障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられなくなる

ことがあります。失業や所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることが困難な場合には、免除制度や納付猶予制度がありますので、ご利用ください。

また、平成18年7月からは「多段階免除制度」が導入され、これまでより制度を利用しやすくなりました。

申請し、承認されると保険料の納付が免除されますので、制度の適用を希望する場合は、お早めに市民課（市役所および総合支所）で手続きをしてください。

平成17年度の申請時に継続審査を希望した人で、全額免除または納付猶予が承認された人は、平成18年度の申請は不要です。後日、社会保険事務所から郵送される通知で結果を確認してください。

多段階免除制度

（平成18年7月から）

これまでは、全額免除または半額免除の2段階でしたが、「4分の3免除」「4分の1免除」が新たに加わり、4段階になりました。

対象 本人（学生を除く）、配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人

承認期間 7月から翌年6月

若年者納付猶予制度

対象 30歳未満の人（学生を除く）で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の人

承認期間 7月から翌年6月

学生納付特例制度

対象 学生で、本人の前年所得が一定額以下の人

承認期間 4月から翌年3月

学生納付特例制度の平成18年度分の申請は、4月から受付が始まっています。希望する人はお早めに手続きをしてください。

持参するもの

年金手帳

印鑑

平成18年度または平成17年度に失業した人が申請する場合は、失業したことを確認できる書類（雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票等）
学生の場合は、新学年の学生証（コピー可）または在学証明書

申請が遅れた場合でも、申請年度の7月（学生納付特例制度については4月）までさかのぼって承認されます。ただし、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡については、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があるため、早めの手続きをおすすめします。

＊お問い合わせは左記へ

- 市民課（市役所） 1 1
- 1 4、市民課（総合支所）
- 姉 1 3 3 1（内線 3 3 4）
- 熊谷社会保険事務所 0 4
- 8 5 2 2 5 2 1 1

《免除の所得基準額》

	所得基準額	月額保険料(18年度)
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円	0円
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等	3,470円
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等	6,930円
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等	10,400円
学生納付特例	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円) + 社会保険料控除額等	0円

扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円。上記の基準を超えていても、失業や天災などの理由で免除が承認されることもあります。

《免除や納付猶予等を受けた期間の取り扱い》

	国民年金の受給資格期間	老齢基礎年金を受けるとき (全額納付した場合の年金額と比較した場合)	障害・遺族基礎年金を受けるとき	追納期間
全額免除	算入されます	年金額に3分の1が反映	保険料納付済期間と同じ扱いです	10年以内 保険料を追納する場合、3年目から当時の保険料に加算が つきます
4分の3免除		年金額に2分の1が反映		
半額免除		年金額に3分の2が反映		
4分の1免除		年金額に6分の5が反映		
若年者納付猶予・学生納付特例		年金額には反映されません		

「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を受けた場合、残りの保険料（納付すべき保険料）を納付しないと未納期間となり、その期間分は追納できません。学生の場合は、納付特例の規定が優先するため、免除申請を受けることはできません。